

# 社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年5月1日～令和7年4月30日までの2年間

2. 内容

**目標1：育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修を行う。**

<対策>

- 令和5年度～ 男性の育児休業促進のため、管理職・一般職員を対象に外部研修を受講

**目標2：育児休業や育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。**

<対策>

- 令和5年5月～ 法に基づく諸制度を調査し、対象社員を把握した場合は、制度を周知する
- 令和5年5月～ 説明会等による職員への短時間勤務制度の周知を行う

**目標3：令和6年3月までに、ノー残業デーの実施を徹底し、時間外労働を削減する。**

<対策>

- 令和5年6月～ 各担当事業ごとに事業を再検討、問題点の洗い出し
- 令和5年8月～ ノー残業デーの実施の徹底